

9 飼料検査の概要

(1) 検 査

「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」に基づき、飼料の安全性の確保及び品質の保全と公正な飼料の取引の確保を図り、公共の安全確保と畜産物生産の安定に資するため、飼料の製造・販売事業場等に立入り、検査指導を行った。立入検査はのべ6回、収去飼料点数は10点であった。収去した飼料は栄養成分及び安全性等の分析検査を行った。

その結果、栄養成分検査及び安全性検査とも正常であった。

ア 月別飼料検査状況総括表

項目 年月	収 去 飼 料 件 数							
	規格適合飼料		小 計	非規格適合飼料			小 計	合 計
	配・混 合飼料	動物性 蛋白質 飼 料		配・混 合飼料	動物性 蛋白質 飼 料	単 体 飼 料		
R7. 5				1			1	
R7. 6						2	2	
R7. 10						5	5	
R7. 11						2	2	
合 計				1		9	10	10

イ 立入検査状況

立入検査場所	検査対象 箇所数	立入検査 箇所数	収 去 件 数	収 去 件 数 の 内 訳		
				配混合飼料	単体飼料	牧草類
承認配合飼料工場	0					
その他の配混合飼料工場	36	1	1	1		
単体飼料工場	89	4	4		4	
飼料添加物工場	10					
飼料中継保管施設	—					
飼料輸入業者	13					
飼料添加物輸入業者	9					
飼料販売業者	168	1	5			5
飼料添加物販売業者	28					
運送業者	—					
その他の場所	—					
計	353	6	10	1	4	5

注) 1 承認配合飼料工場は、関税定率法第13条第1項に基づいて税関長の承認を受けた配合飼料工場（混合飼料のみを製造する工場を除く）とする。

2 立入検査箇所数は、延べ（立入回数）とする。

ウ 立入検査成績

区 分	立入 検査箇所数 a	指摘 事項		指 摘 事 項 内 容										現 地指導 一箇所 当たり c／b	
		箇所 数 b	割合 b／ a	法第2章関係						規格 適合飼料	法第3 2条表示	製造 業者届	その他		計 c
				成分 規格	製造 の基準	保存 の基準	使用 の基準	表示 の基準	特定飼料等						
承認配合飼料工場															
その他の配混合飼料工場	1	0	-											0	-
単体飼料工場	4	0	-											0	-
飼料添加物工場															
飼料中継保管施設															
飼料輸入業者															
飼料添加物輸入業者															
飼料販売事業場	1	0	-											0	-
飼料添加物販売事業場															
運送業者															
その他の場所															
計	6	0	-											0	-

注) 1 承認配合飼料工場は、関税定率法第13条第1項に基づいて税関長の承認を受けた配合飼料工場（混合飼料のみを製造する工場を除く）とする。

2 一般表示事項欄には、飼料等の名称、種類、製造年月、製造業者の氏名又は名称及び住所、製造事業場の名称及び所在地について指導した件数を記載する。

3 製造管理者の届出事項に関する指導件数は、製造管理者欄に記載する。

4 立入検査箇所数は、延べ（立入回数）とする。

エ 収去飼料の試験成績

区 分	収 去 件 数	正 常 な もの		正 常 で ないもの		法第 2 3 条 関係			法第 3 2 条関係					正 常 で ない も の の 処 置 （件数）				
		件 数	%割 合	件 数	%割 合	試 験 件 数	正 常 で ないもの		試 験 件 数	正 常 で ない も の				行 政 指 導	指 示	行 政 処 分	告 発	備 考
							件 数	割 合 %		成 分 量 件 数	原 材 料 件 数	計	割 合 %					
配混合飼料	1	1	100	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0					
単 体 飼 料	4	4	100	0	0	4	0	0	4	0	0	0	0					
牧 草 類	5	5	100	0	0	5	0	0	5	0	0	0	0					
計	10	10	100	0	0	10	0	0	10	0	0	0	0					

注) 正常でないものの処置は、現地指導で終了したものは除く。また、当該都道府県が行ったもの（他から依頼されたものを含む）を記載し、他都道府県へ処置を依頼したものは含まない

オ 重量検査実施状況

重量検査は実施せず。

製造業種別区分	検査（A）			重量不足（B）						(B)／(A)× 100			
	工場 数	銘柄 数	個 数	工場 数	配・混 合飼料		動物性蛋 白質飼料		単 体飼料		工場 数 %	銘柄 数 %	個 数 %
					銘柄 数	個 数	銘柄 数	個 数	銘柄 数	個 数			
配混合飼料工場	0	0	0										
動物性蛋白質飼料工場	0	0	0										
単体飼料工場	0	0	0										
計	0	0	0										

カ 現地指導及び行政指導内容

(ア) 当所で検査、指導したもの	該当なし
(イ) 他所等の依頼で指導したもの	該当なし
(ウ) 他所等へ指導を依頼したもの	該当なし

キ 栄養成分に関する公表

公表 年月日	規格適合飼料			非規格適合飼料			合計					
	検 件	査 数	正常な 件 数	違反の 件 数	検 件	査 数	正常な 件 数	違反の 件 数	検 件	査 数	正常な 件 数	違反の 件 数
R7. 12. 9 R8. 3. 27	0		0	0	3 7		3 7	0	3 7		3 7	0
計	0		0	0	10		10	0	10		10	0

ク 安全性に関する公表

公表 年月日	規格適合飼料				非規格適合飼料				合計			
	検 件	査 数	正常な 件 数	違反の 件 数	検 件	査 数	正常な 件 数	違反の 件 数	検 件	査 数	正常な 件 数	違反の 件 数
R7. 12. 9 R8. 3. 27	0		0	0	3 7		3 7	0	3 7		3 7	0
計	0		0	0	10		10	0	10		10	0

(2) 調査事業

飼料安全性確保強化対策事業の一環として、自家配合飼料を製造している農家を対象に製品の品質調査及び安全性検査を行った。

表1の農家を対象に、自家配合飼料3点、魚粉2点、混合発酵飼料1点の栄養成分に関する分析調査を実施した。

また、安全性検査として重金属類の分析を行ったところ、すべての飼料において適正範囲内であった。なお、水銀の検査は自家配合飼料のみである。

表1 令和7年度自家配合飼料品質調査 調査対象農家の概要

調査農家	畜種	経営形態	飼養規模
A	鶏	養鶏	採卵鶏200羽
B	鶏	養鶏	採卵鶏700羽
C	乳牛	酪農経営	搾乳牛27頭

表2 飼料安全性確保強化対策事業 飼料の分析結果（現物値）

調査農家	調査資料	栄養成分（％）						水分（％）
		粗蛋白	粗脂肪	カルシウム	りん	粗繊維	粗灰分	
A	自家配合飼料	12.3	1.1	4.8	0.5	5.7	17.5	14.9
B	自家配合飼料	15.8	2.7	0.7	0.8	3.0	4.7	16.0
	発酵飼料	12.0	0.9	1.3	0.6	4.2	6.2	15.8
	魚粉1	56.7	4.2	4.6	2.8	0	16.9	13.9
	魚粉2	59.5	4.3	5.4	3.2	0	20.2	8.3
C	自家配合飼料	3.3	0.4	0.3	0.1	4.9	2.3	78.8

（表2 続き）

調査農家	調査資料	重金属類（mg/kg）							
		カルシウム	鉛	ひ素	水銀	亜鉛	銅	鉄	マンガン
A	自家配合飼料	0.13	0.24	1.00	0.1未満	47.6	2.8	1859.0	117.9
B	自家配合飼料	0.17	0.04	0.75	0.1未満	54.3	2.9	173.7	96.0
	発酵飼料	0.04	0.00	0.30	—	59.4	5.7	471.5	171.3
	魚粉1	1.23	0.00	5.68	—	142.1	4.0	262.7	9.4
	魚粉2	1.60	0.11	6.74	—	201.8	4.3	462.5	6.7
C	自家配合飼料	0.15	0.14	0.16	0.1未満	24.3	4.4	99.7	30.8